

# 農業者支援施策の案内 (平成28年度版)

平成28年10月1日改訂版



仙台市経済局農林部

## 改訂箇所（平成28年10月1日）

- 24ページ 産地交付金の飼料用米（主食用品種）の単価及び要件を修正
- 29ページ 農業近代化資金の金利を修正
- 30ページ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利を修正
- 33ページ 認定農業者等農業用機械資金に、「農業用機械導入の融資残に対する融資」を追加
- 42ページ 経営体育成支援事業（融資主体補助型経営体育成支援事業）の対象者を修正
- 46ページ 農地区画を拡大する工事等に関する助成の支援内容の修正
- 51ページ 狩猟免許試験講習会受講料の支援内容及び対象者を修正

## 「農業者支援施策の案内」の利用上の注意

- この冊子は、仙台市内の農業者に対する支援施策の概要をまとめたものです。
- 各施策の内容は概要のみ記載しています。施策内容の詳細や支援条件などにつきまして、各問い合わせ先にお尋ねください。
- 各施策の内容は、平成28年度の施策や支援内容等に基づき作成しています。今後、施策や支援内容が変わる場合がありますので、ご了承願います。

## 1. 農業の収益性向上支援

### 6次産業化について学びたい

- ①6次産業化人材育成研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- ②6次産業化専門家派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

### 農産物の加工や商品開発をしたい

- ①6次産業化推進機材導入支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- ②6次産業化マーケティング支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- ③農商工連携新商品等開発支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

### 農産物や加工品の販路を拡大したい

- ①農商工連携促進セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ②商品力向上検討会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ③旬の香り市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ④相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

### 新たな事業に取り組みたい（税制上の特例措置）

- 農と食のフロンティア推進特区制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

### 産地表示マークを付けたい

- せんだい産農産物表示マーク（ここでちゃんマーク）啓発支援・・・・・・・・・・・・・12

### 野菜の安定出荷に取り組みたい

- （公社）宮城県青果物価格安定相互補償協会の補償事業・・・・・・・・・・・・・13

### 環境にやさしい農業に取り組みたい

- ①環境保全型農業直接支援対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- ②減農薬・減化学肥料促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- ◇環境保全型農業関係情報◇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

### 畜産・酪農の経営安定につながる取り組みを知りたい

- ①和牛増頭推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- ②和牛の登記・登録事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

### 農作業を手伝ってほしい

- 仙台市農業サポーター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

## 2. 多様な経営体の育成と農地の有効利用

### 水稻の直播栽培を行いたい

大規模水稻直播栽培団地育成事業	19
-----------------	----

### 経営規模の拡大やほ場の分散状態を解消したい

①農地の賃借	20
②農地中間管理事業	20

### 経営安定のための制度を知りたい

①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	21
②米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	22
③米の直接支払交付金	22

### 水田に米以外を作付した場合の支援について知りたい

水田活用の直接支払交付金	23
--------------	----

### 新たに農業を始めたい

①青年就農給付金	25
②仙台市新規就農者農業用小規模機械導入事業	25
③各種資金	26
④他の機関・団体の支援又は取り組み、各種研修制度など	26

### 女性農業者への支援を知りたい

アグリヒロイン育成事業	26
-------------	----

### 認定農業者になりたい

認定農業者制度	27
---------	----

### 融資制度を知りたい

①農業者経営改善促進資金（スーパーS資金）	28
②農業近代化資金	29
③農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	30
④農業改良資金	31
⑤青年等就農資金	31
⑥経営体育成強化資金	32
⑦仙台市農業振興資金	33

# 目次

相続税納税猶予制度について知りたい	
相続税納税猶予制度	35
集落営農組織の法人化を進めたい	
①法人の設立相談	36
②農業経営の法人化支援	36
組織経営の複合化や販売促進に取り組みたい	
①園芸作物等導入支援事業	37
②地域交流等促進支援事業	38
法人化に伴う雇用と農業者年金等の関係について知りたい	39
パイプハウスや鉄骨ハウス等を建てたい	
①施設園芸推進（パイプハウス設置等）事業	40
②野菜・花き・果樹振興対策事業（市町村振興総合補助金）	40
③大規模園芸経営体育成事業	41
④強い農業づくり交付金	41
農業用機械等を新たに導入したい	
①経営体育成支援事業（融資主体補助型経営体育成支援事業）	42
②転作共同利用機械施設整備事業（市町村振興総合補助金）	42
機械設備を買い替えたい	
各種資金	43
共同利用施設を整備したい	
強い農業づくり交付金	43
東日本大震災で被害を受けた農業用機械・施設を整備したい	
東日本大震災農業生産対策交付金	44

## 3. 生産基盤の確保

農地区画を拡大するために畦畔を除去したい	
農地区画を拡大する工事等に対する助成	46

## 4. 多面的機能の維持・発揮

中山間地域等直接支払交付金について知りたい	
中山間地域等直接支払交付金	48
多面的機能支払交付金について知りたい	
多面的機能支払交付金	49
野生鳥獣による農作物被害を防ぐための防護柵を設置したい	
①農作物被害防止施設（電気柵等）の設置補助	50
②大規模防護柵（ワイヤーメッシュ柵等）の設置	50
有害鳥獣の捕獲対策をしたい	
捕獲檻購入経費補助、狩猟免許試験講習会受講料に対する助成	51
農業振興地域と農地転用について知りたい	
①農業振興地域制度	52
②農地転用許可制度	52
荒廃農地（耕作放棄地）を活用したい	
耕作放棄地再生利用緊急対策	53
レクリエーション（市民）農園を開設したい	
①レクリエーション農園の開設方法（農地を所有する農業者の場合）	54
②レクリエーション農園設置事業	55
しいたけ生産にかかる補助制度を知りたい	
山の幸振興総合対策事業	56

## 1. 農業の収益性向上支援

---

## 6次産業化について学びたい

6次産業化に関わる講座・研修を開催する等、起業や経営に必要な知識習得等を支援します。

### ① 6次産業化人材育成研修事業

#### ●概要

6次産業化に取り組む際の加工や販売に必要な知識、経営感覚等を身に付けるための連続講座・講演会を実施しています。

#### ●対象者

仙台市内で6次産業化に取り組んでいる、若しくは6次産業化に関心のある農業者など

### ② 6次産業化専門家派遣事業

#### ●概要

6次産業化に取り組む上で、販路の拡大や様々な知識・技術を得るため、個別に指導やアドバイスなどを行う専門家を派遣します。

#### ●対象者

仙台市内の農地所有適格法人、農業者3戸以上の任意団体、認定農業者、農業者で保健所の加工許可・登録営業者



問い合わせ先

農政企画課 農食ビジネス推進室 TEL022-214-8266

## 農産物の加工や商品開発をしたい

農業者等が自ら生産する農産物や資源を活用して行う新商品開発等（6次産業化）や、農業者と商工業者の連携により仙台産の農産物等を活用した新商品開発等（農商工連携）に対し必要な費用の一部を支援します。

### ① 6次産業化推進機材導入支援事業

#### ● 支援内容

農林水産物の加工製造及び販売のために農業者等が行う、農産加工機械の導入や販売に必要な機材の購入（消耗品を除く）等に係る経費の一部について補助します。

補助率：1/2以内（上限100万円）

#### ● 対象者

認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業者3戸以上の任意団体又は、農業者で保健所の加工許可・登録営業者で、市や国、県が実施する6次産業化に向けた人材育成の講習や専門家派遣等の利用者（利用予定者も含む）など。

農業法人及び任意団体は、受講している者が構成員に含まれていること。

### ② 6次産業化推進マーケティング支援事業

#### ● 支援内容

農業者が新たな商品やサービス等を開発する際のマーケティング調査、パッケージデザイン等に係る経費の一部について補助します。

補助率：1/2以内（上限10万円）

#### ● 対象者

認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、農業者3戸以上の任意団体又は、農業者で保健所の加工許可・登録営業者で、市や国、県が実施する6次産業化に向けた人材育成の講習や専門家派遣等の利用者（利用予定者も含む）など。

農業法人及び任意団体は、受講している者が構成員に含まれていること。

### ③ 農商工連携新商品等開発支援事業

#### ● 支援内容

農林漁業者と商工業者等が連携して、市内の農林水産物等の地域資源を利用した新たな商品やサービス等を開発する事業計画の費用の一部に対して補助します。

補助率：1/2以内（上限100万円）

#### ● 対象者

農林漁業者や商工業者等の連携体の代表者

問い合わせ先

農政企画課 農食ビジネス推進室 TEL022-214-8266

# 農産物や加工品の販路を拡大したい

## ①農商工連携促進セミナー

### ●概要

農業者と商工業者等との連携による付加価値の高い商品やサービスの開発を促し、農業をはじめとする地域産業の振興を図ることを目的として、農業者と商工業者等とのマッチングイベントや講演会等を開催します。

### ●対象者

農業者、食品製造・加工業者、流通・販売業者、飲食店・レストラン、宿泊業者等

## ②商品力向上検討会

### ●概要

仙台産農産物やその加工品について、食品バイヤーや流通関係者からの助言等を受ける検討会を実施し、消費者のニーズにあった商品の改良・改善に繋がる支援を行います。

### ●対象者

仙台産農産物若しくはその加工品を製造・販売する事業者

## ③旬の香り市

### ●概要

新鮮かつ安全な市内産農産物および農産加工品等を供給する機会と市民との交流の場を提供します。

### ●対象者

農業者又は農業者団体

## ④相談窓口

### ●概要

農産物の加工や販売、販路の拡大や飲食店の開業など新たな取り組み、農商工連携による地場産の農産物を使った加工品の開発を支援します。

### ●対象者

農業者、新商品の開発企画者

### 問い合わせ先

- ①・②については(公財)仙台市産業振興事業団      TEL 022-724-1212  
③・④については農政企画課 農食ビジネス推進室      TEL 022-214-8266

# 新たな事業に取り組みたい（税制上の特例措置）

## 農と食のフロンティア推進特区制度

### ●概要

仙台市では、被災した東部地域の農業振興地域を再生及び復興していくため、復興特区の申請を行い、平成24年3月2日に認定されました。これは、対象区域内における農業に関する新たな事業の実施を、税制上の特例を活用して誘導していくものです。

### ●支援内容

対象区域において、農業機械や施設の取得、被災者の雇用などの新たな事業を行う方は、申請書類等を提出し、仙台市の指定を受けることにより、税制上の特例措置を受けられます。

### ●対象区域

仙台市東部地区及び四郎丸地区の農業振興地域

### ●特例措置の種類

#### (1) 国税

- ①機械や装置、建物を取得した場合の特別償却又は税額控除
  - ②被災者を雇用した場合の税額控除（指定後5年間）
  - ③区域内に新設された法人の法人税無税（指定後5年間）
  - ④研究開発用資産を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ※①～③はいずれか1つを選択。

#### (2) 市税

- ・県税（事業税・不動産取得税）の課税免除
- ・市税（固定資産税）の課税免除



### ●対象者

仙台市東部地区及び四郎丸地区の農業振興地域において、農業やその関連事業（※）を営む法人や個人事業者

※関連事業：農業関連加工・流通・販売関連産業、農業関連再生可能エネルギー関連産業、農業関連試験研究関連産業

### ●他の機関・団体の支援又は取り組み紹介など

農と食のフロンティア推進特区の区域外でも、食品製造業を営む方は、税制上の特例措置を受けられる場合があります。

※民間投資促進特区制度（ものづくり産業）（仙台市経済局企業立地課）

問い合わせ先

農政企画課 農食ビジネス推進室 Tel.022-214-8266

## 産地表示マークを付けたい

### せんだい産農産物表示マーク（ここでちゃんマーク） 啓発支援

#### ●概要

仙台市では、消費者からの「地元の新鮮なものを買いたい」という要望や「どれが仙台産かわからない」という意見を受けて、地元産の新鮮な農産物を表すマーク「せんだい産農産物表示マーク」を定め、他産地の農産物と区別するための「目印」として使用しています。

#### ●支援内容

せんだい産農産物表示マーク（ここでちゃんマーク）印刷版代を補助します。  
1生産者等あたり12万円以内（1版4万円を上限とし、3版まで）  
ただし、既にこの補助金の交付を受けた者を除く。

#### ●対象者

- ・市内に住所を有する農業者
- ・市内に活動の拠点を置く農業者3戸以上の営農集団
- ・その他市長が特に認めた者および団体



せんだい産農産物表示マーク  
「ここでちゃん」

問い合わせ先

農政企画課 農食ビジネス推進室 TEL022-214-8266

## 野菜の安定出荷に取り組みたい

### (公社)宮城県青果物価格安定相互補償協会の補償事業

#### ●概要

野菜・果樹農家が安心して生産できるよう価格変動による経営への影響を緩和するために「青果物価格安定制度」があります。

#### ●支援内容

生産者補給金として、平均販売価格が補償基準価格を下回った場合、産地改革品目はその差額の85%、地域戦略品目等はその差額の75%を交付します。

※対象青果物は32品目

みやぎ園芸特産振興戦略プランに定める重点振興品目

産地改革品目：きゅうり、トマト、ねぎ等

地域戦略品目：レタス、こまつな等

※上記品目から、事前に申請した品目及び出荷予定する量に対してあらかじめ資金を造成する必要があります。

造成金額の負担割合：生産者（JA仙台）40%+宮城県30%+  
仙台市20%+全農みやぎ10%となります。

#### ●対象者

JA仙台・JA全農みやぎを通じて出荷販売する生産者

※品目毎に対象市場に月間出荷する最低出荷量が定められています。

#### 問い合わせ先

農業振興課 生産振興係 Tel022-214-8335

※詳しくは、宮城県青果物価格安定相互補償協会にお問い合わせください  
(全農宮城県本部園芸部内 Tel022-283-5130)

## 環境にやさしい農業に取り組みたい

国が実施する環境保全型農業直接支援対策と連動し、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する環境保全型農業の取り組みを支援します。

### ①環境保全型農業直接支援対策事業

#### ●支援内容

環境保全に、より効果の高い営農活動の普及推進を図っていくため、有機農業やカバークロップ等の環境保全型農業に取り組む経費について補助します。

補助単価：8,000円

(国4,000円、県2,000円、市2,000円) / 10a

#### ●対象者

農業振興地域内の農地で、国の環境保全型農業直接支払交付金の交付対象となる活動を実施している農業者

#### 問い合わせ先

農業振興課 地域支援係 TEL022-214-8334

### ②減農薬・減化学肥料促進事業

#### ●支援内容

化学肥料や農薬の削減など、環境への負荷を軽減する自然生態系に調和した生産方式を促進し、“安全・良質”な農産物の供給のため、減農薬・減化学肥料栽培に必要な機械、附帯機械及び設備導入に要する経費について補助します。

補助率：1/3以内(上限40万円)

#### ●対象者

持続性の高い農業生産方式を導入する計画の認定を受けた農業者(エコファーマー)が、構成員の2/3以上である農業者3戸以上の営農集団。

#### 問い合わせ先

農業振興課 生産振興係 TEL022-214-8335

## ◇環境保全型農業関係情報◇

### ●エコファーマー

「たい肥等を用いた土づくり」を行い、「化学肥料を慣行栽培の80%以下」、「化学農薬を慣行栽培の80%以下」にする生産方式についての導入計画（目標5年後）を作成し、宮城県仙台地方振興事務所に提出して、宮城県知事の認定を受けた農業者の愛称が「エコファーマー」です。

### ●みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（特別農産物）

国の特別栽培農産物ガイドラインに準拠し、慣行栽培と比較して、農薬や化学肥料の成分を50%以下にする栽培を行い、宮城県知事が認証した農産物です。

こちらの認証・表示制度は、農薬や化学肥料の成分使用量により以下の4つの区分に分けられます。

①農薬・化学肥料不使用栽培農産物	節減対象農薬、化学肥料および化学合成土壌改良資材を使用していない
②農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物	節減対象農薬を使用していない、化学肥料を慣行の5割以下に減らしている
③農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物	節減対象農薬を慣行の5割以下に減らしている。化学肥料および化学合成土壌改良資材を使用していない
④農薬・化学肥料節減栽培農産物	節減対象農薬および化学肥料を慣行の5割以下に減らしている

### ●有機JAS

たい肥等による土作りを行い、遺伝子組換えでない種苗を、播種・植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）原則として化学的肥料及び農薬を使用せず栽培を行ったもので、国に登録した登録認定機関が認定した農産物に使用できます。

#### 問い合わせ先

農業振興課 生産振興係 TEL022-214-8335

※エコファーマー及びみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度については、宮城県仙台地方振興事務所（TEL022-275-9250）にお問い合わせください。

※有機JASについては、特定非営利活動法人環境保全米ネットワーク（TEL022-261-7348）にお問い合わせください。



## 畜産・酪農の経営安定につながる取り組みを知りたい

### ①和牛増頭推進事業

#### ●支援内容

受精卵移植技術を用いて優良遺伝子を持つ和牛の増頭及び生産の低コスト化を実現するため、乳用牛等による和牛受精卵の移植技術に要する経費に対して補助します。  
補助率：3/10以内（上限10万円）

#### ●対象者

家畜を飼養し、受精卵移植により和牛の増頭を行っている農業者

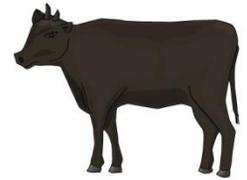
### ②和牛の登記・登録事業

#### ●支援内容

優良で高品質の和牛産出を誘導するため、和牛の子牛登記及び和牛の登録に要する経費に対して補助します。  
補助率：3/10以内

#### ●対象者

和牛の子牛登記又は和牛の登録を行っている農業者



#### 問い合わせ先

農業振興課 生産振興係 TEL022-214-8335

# 農作業を手伝ってほしい

## 仙台市農業サポーター事業

### ●概要

「農作業の労働力を必要としている農家のお手伝いをしたい」という市民の方に農作業を手伝ってもらう農業サポーター事業を実施しています。

農業サポーターとは、市が主催する「せんだい農楽校（農業サポーター養成講座）」で、野菜の栽培管理など、農業の基本や実践を学び、修了した受講生が農業者を応援するため、市に登録している方々です。

### ●支援内容

農作業が忙しい時、急に人手が必要になった時など、農業サポーターが農家にお手伝いに伺います。数時間から1日単位、一定期間連続でのお手伝いの依頼も可能です。

### ●サポート事例

ほ場の除草、野菜等の播種・定植・収穫・出荷調製、ハウス内の片づけ、田植え・稲刈り補助など

### ●対象者

サポーターによる支援を希望する市内の農業者等

※仙台市農業サポーター事業実施要領に基づき、仙台市農業サポーター事業登録票であらかじめ、市に農業者登録が必要になります。その後、ご利用の日時、サポート依頼内容、必要な人数等について申込みを行います。

※サポートについては、有償です。

### ●関係団体の取り組み

- ・仙台市農業サポーターの会 「みのりの会」

農業サポーター養成講座を修了した卒業生の組織で、サポートの各種調整を行っています。



農業サポーター活動の様子

### 問い合わせ先

仙台ターミナルビル(株)荒井事業所  
TEL022-762-9667

農業振興課 担い手育成係  
TEL022-214-7327

## 2. 多様な経営体の育成と農地の有効利用

---

## ■ 水稲の直播栽培を行いたい

### 大規模水稲直播栽培団地育成事業

#### ● 支援内容

水稲栽培の低コスト化及び宮城米の安定生産を推進するため、水稲直播栽培の普及定着化を図る農業者等に対して技術対策等に要する経費について補助します。

補助率：10a当たり2,000円以内の定額補助

#### ● 対象者

本地面積で5ha以上の直播栽培（主食用）に取り組む農業者、生産組織

#### 問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係  
TEL 022-214-7327



乾田直播作業の様子

# 経営規模の拡大やほ場の分散状態を解消したい

## ①農地の貸借

農地の貸借には、JA仙台や農業委員会で手続きを行う利用権設定、農業委員会への許可申請を行う農地法第3条による貸借、農地中間管理機構を介した貸借があります。

離農や規模縮小等により、農地の貸付を希望する方、営農の規模拡大をめざし農地を借り受けたい方等、農地の貸借を検討されている方は、JA仙台営農センターへご相談ください。

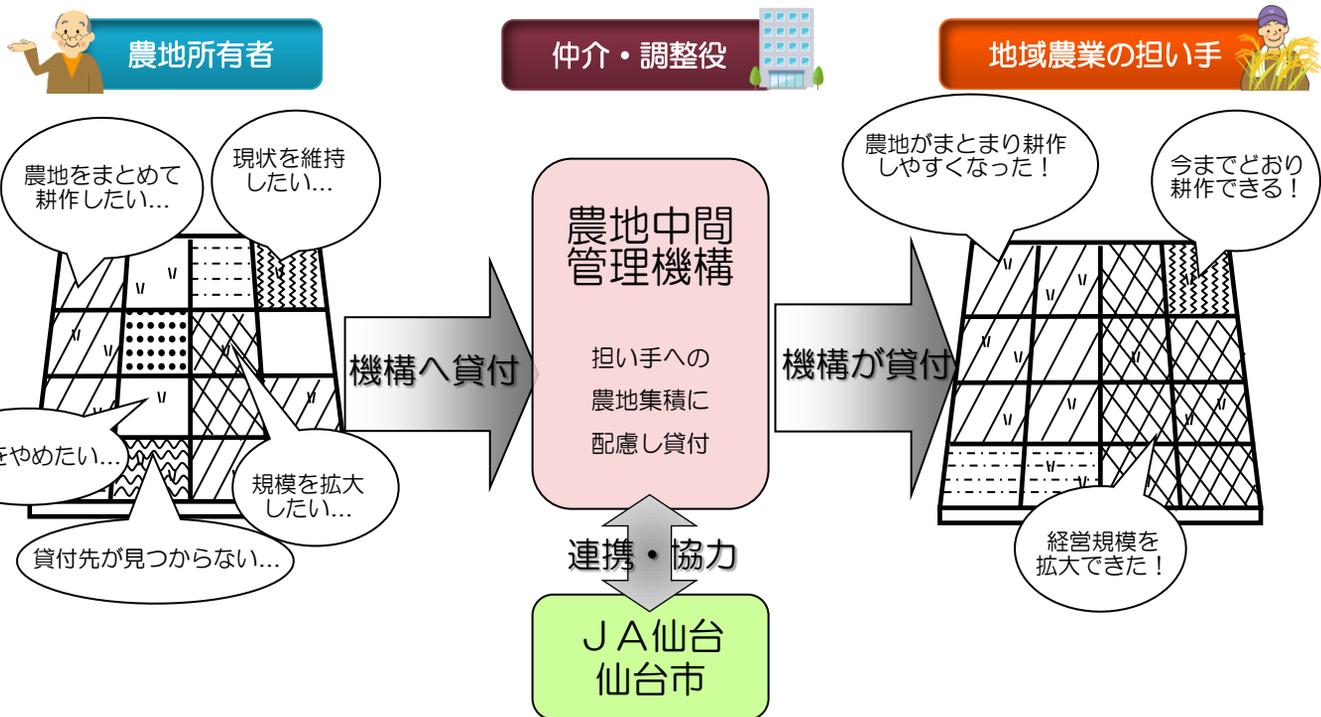
## ②農地中間管理事業

効率的で生産性の高い農業経営の実現のため、農地中間管理事業を活用し、農地集積を進めています。

これは、農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）が仲介役となり、地域の農地の賃借を一括して管理し、農地を担い手の規模や経営状況に合わせて面的にまとめて、配分していく手法です。

機構が仲介役を担うことで、農業者の皆様が抱える個別の事情にも対応しながら、農地のコーディネートを行うことが可能となります。

農地中間管理事業を活用した農地の貸借をお考えの方は、JA仙台営農センターへご相談ください。



### 問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

JA仙台 中央営農センター

JA仙台 西部営農センター

TEL 022-214-7327

TEL 022-289-2914

TEL 022-391-0150

# 経営安定のための制度を知りたい

## ①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

### ●概要

諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物（麦・大豆など）について、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する額が交付されます。作付けは、水田・畑地を問いません。

### ●対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

### ●対象作物

麦、大豆、そば、なたね、でん粉原料用ばれいしょ、てん菜  
（播種前に販売先と契約する必要があります。）

### ●支援内容

生産量と品質に応じて交付される「(1)数量払」と、当年産の作付面積に応じて、数量払いの内金として交付される「(2)面積払」の2種類あります。

#### (1)数量払

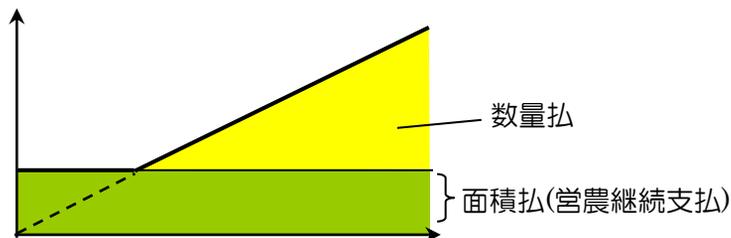
対象作物	平成28年産の 平均交付単価（1等から3等平均）
小麦	6,320円／60kg
六条大麦	5,490円／60kg
大豆	11,660円／60kg
そば	13,030円／45kg

※対象作物は仙台市内で生産の多い作物のみ記載

※等級により単価が異なります。

#### (2)面積払（営農継続支払）

交付単価 2万円／10a（そばは、1万3,000円／10a）



### 問い合わせ先

農業振興課 地域支援係 TEL022-214-8334

東北農政局 経営所得安定対策チーム（宮城県担当） TEL022-221-1105

## ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

### ●概要

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの収入額の合計が、標準的な収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんする制度です。

補てん金は、対策加入者と国が、1対3の割合で拠出します。

### ●対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

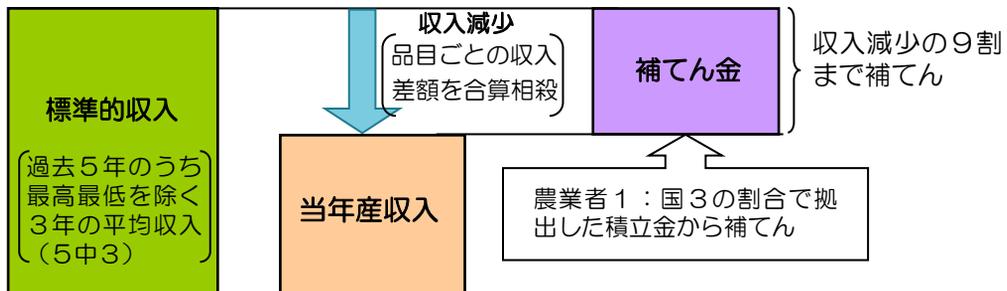
### ●対象作物

麦、大豆、でん粉原料用ばれいしょ、てん菜

### ●支援内容

$(\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$

補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、農業者からの積立金の拠出が必要となります。補てん後の積立金の残額は翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

TEL022-214-7327

## ③米の直接支払交付金

### ●概要

販売目的で米を生産した場合、面積に応じて交付金が交付されます。

### ●対象者

米の生産数量目標に従って生産した農業者又は集落営農組織

※水稻共済加入者又は販売実績がある者

### ●支援内容

交付単価：7,500円/10a

（主食用米の作付面積から10a控除されます。）

問い合わせ先

農業振興課 地域支援係 TEL022-214-8334

東北農政局 経営所得安定対策チーム（宮城県担当） TEL022-221-1105

# 水田に米以外を作付した場合の支援について知りたい

## 水田活用の直接支払交付金

### ●概要

水田で麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を交付します。

### ●対象者となる方

販売目的で対象作物を生産する農業者・集落営農  
(支援内容によっては、対象者が異なります。)

### ●支援内容

#### (1)数量払

対象作物	交付単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
ホールクロープ用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米、米粉用米	数量に応じて 55,000円~105,000円

#### (2)二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

交付単価 1万5,000円/10a

作付けパターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	米の直接支払7,500円 + 15,000円
麦 + 大豆	35,000円 + 15,000円

#### (3)耕畜連携助成

耕畜連携の取り組み(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を支援します。

交付単価 1万3,000円/10a

### 問い合わせ先

農業振興課 地域支援係 TEL022-214-8334

東北農政局 経営所得安定対策チーム(宮城県担当) TEL022-221-1105

#### (4)産地交付金

地域の実情に応じて、麦・大豆等の戦略作物の生産性の向上や地域振興作物の生産への取り組みを支援するため、市や県の協議会で助成対象作物と単価を設定できる交付金です。また、国からも一部交付されます。

支援内容は下表のとおりです。

区分	対象作物	取組内容	単価 (円/10a)	要件
市	麦・大豆	作業集積加算	6,000円	担い手、2ha以上
市	麦・大豆	団地加算	6,000円	担い手、1ha以上連担
県	加工用米	加工用米助成	15,000円	担い手
市	加工用米	加工用米助成	3,000円	県の加工用米助成の対象外
国	加工用米	加工用米の複数年契約 (3年)	12,000円	需要者等と3年以上の契約を締結すること
市	飼料用米(主食用品種)	飼料用米助成 (主食用品種)	合わせて 5,000円以内	低コスト技術に取り組むこと
県	飼料用米(主食用品種)	飼料用米助成 (主食用品種)		
国	飼料用米(多収性品種) 米粉用米(多収性品種)	多収性専用品種導入	12,000円	
市	米粉用米	米粉用米助成	3,000円	
国	備蓄米	備蓄米助成	7,500円以内 (市と合わせて の上限金額)	政府備蓄米の買入入札で落札されること
市	そば	作業集積加算	12,000円	担い手、2ha以上
国	そば	そば振興助成	20,000円	
県	露地野菜(指定品目)	露地野菜助成	30,000円	新規で30a以上連担
市	麦・大豆・そば	畑地分作業集積加算	6,000円	畑で1ha以上

※単価については、予算内で面積に応じて按分するため、減る場合があります。

問い合わせ先

農業振興課 地域支援係

TEL022-214-8334

## ■ 新たに農業を始めたい

新たに農業を始める意欲ある農業者を支援するため、就農準備や経営を開始するのに必要な農業用機械の導入・施設の整備等の支援や給付金の給付を行っています。

### ① 青年就農給付金

#### ● 支援内容

経営が不安定な就農直後の新規就農者に対して、給付金を給付します。

給付額：給付期間1年につき最大150万円（最長5年間）

※経営開始1年目については、給付期間1年につき150万円を給付。経営開始2年目以降については、給付期間1年につき、350万円から前年の総所得（給付金を除く）を差し引いた額に3/5を乗じた額を給付。

※夫婦型の場合は、給付期間1年につき個人型の1.5倍の額を給付。

※5年未満の農業経験者のみで構成される法人を設立する場合、農業者各々に給付。

#### ● 対象者（以下のすべてを満たすこと）

- ・独立、自営就農の方で、就農時の年齢が原則45歳未満である者  
※農地や主要な機械・施設を所有又は賃借していること。また、本人が生産物等の出荷・取引を行い、本人の通帳・帳簿で売上や経費を管理していること。  
※農地について、親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権を移転すること。  
※農家子弟の方でも、親とは別の経営を開始する場合や、親元に就農してから5年以内に親から経営を全部又は一部継承した場合は対象となります。
- ・仙台市で青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
- ・独立、自営就農5年後までの実現可能な「青年就農給付金（経営開始型）計画承認申請書」を作成し、市から承認を受けた者
- ・仙台市地域農業基盤強化プランに掲載された者、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者
- ・生活保護等の国の給付を受けておらず、就農後の前年度の総所得が350万円未満の者
- ・原則、農林水産省が運営する青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入している者

### ② 仙台市新規就農者農業用小規模機械導入事業

#### ● 支援内容

農地の耕作に要する管理機又は小型トラクター（20馬力未満）の導入について補助を行います。

補助率：1/2以内（10万円を限度）

#### ● 対象者

- ・市から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
- ・住所及び経営する大部分の農地等が市内にあること



### ③各種資金

新規就農者が利用可能な資金として、下記資金等が利用可能です。

- 農業近代化資金
- 青年等就農資金
- 経営体育成強化資金
- 仙台市農業振興資金（農地取得資金、農業用機械資金、農業用施設整備資金、営農つなぎ資金）

※要件や償還期間など、詳しくは28ページの「融資制度を知りたい」を参照下さい。

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係 TEL022-214-7327

### ④他の機関・団体の支援又は取り組み、各種研修制度など

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社 (<http://www.miyagi-agri.com/>)  
就農に関する各種事業を行っており、研修に伴う資金、相談等を受け付けています。
- 全国新規就農相談センター (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>)  
就農までのサポートや農業法人の求人情報、農業分野での就農体験など、全国の新規就農に関する情報を提供しています。

## 女性農業者への支援を知りたい

### アグリヒロイン育成事業

- 概要  
女性農業者等に対し、農業に関するノウハウを学ぶ研修会等を実施しています。
- 支援内容  
年間5～6回の講座を開催。農業に関する基礎知識や栽培技術、6次産業化商品開発のノウハウを学ぶ研修会等
- 対象者  
仙台市内のおおむね45歳以下の女性農業者

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係 TEL022-214-7327

## 認定農業者制度

### ●概要

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成するための制度です。

農業者が認定農業者になろうとするときは、5年後の農業経営の規模、生産方式や経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の事項を農業経営改善計画に記入し、市に申請します。農業経営改善計画が「仙台市農業経営基盤強化促進に係る基本的な構想」に照らして適切であるか、達成可能なものであるか等の審査をし、基準を満たした方は、市の認定を受けることになります。

### ●主な要件

- ・所得要件（1人あたり）：480万円/年以上
- ・労働時間（1人あたり）：2,000時間程度/年（8時間×250日）

### ●支援内容

認定を受けた農業者には次のような支援措置があります。

- ・農業委員会等の調整による農用地の利用集積の支援
- ・税制上の特例  
（経営所得安定対策等の交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できる）
- ・融資面の配慮（スーパーL資金等制度資金の借入れ対象者となる）
- ・農業者年金制度の特例（青色申告者は保険料の一部を補助）
- ・各種経営安定対策の対象となる。

### ●対象者

申請時において農業を営む方で、5年後の計画が実現可能なものであれば、男性、女性、年齢、経営の規模や専業・兼業などを問いません。農地を持たない畜産や施設園芸の経営者も対象となります。

また、夫婦・親子等による共同申請も可能です。

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

TEL022-214-7327

## 融資制度を知りたい

- ①農業者経営改善促進資金（スーパーS資金）…28
- ②農業近代化資金…29
- ③農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）…30
- ④農業改良資金…31
- ⑤青年等就農資金…31
- ⑥経営体育成強化資金…32
- ⑦仙台市農業振興資金…33

### ①農業者経営改善促進資金（スーパーS資金）

農業経営改善計画達成に必要な短期運転の資金を農業協同組合が融資します。

対象者	認定農業者で、簿記記帳を行っており、仙台市特別融資制度推進会議において資金利用計画の認定を受けた者
資金用途	農業経営改善計画達成に必要な下記の運転資金（※既往借入金の借換は対象外） <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費</li> <li>・肉用素畜、中小家畜等の購入費</li> <li>・小農機具等営農用備品、消耗品等の購入費</li> <li>・営農用施設・機械の修繕費</li> <li>・地代（賃借料）及び営農用施設</li> <li>・機械のリース・レンタル料・生産技術、経営管理技術の修得費</li> <li>・市場開拓費、販売促進費</li> </ul>
融資機関	農業協同組合
貸付方式	極度貸付方式（注1）による当座貸越（注2）、手形貸付（注3）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人 500万円（※2,000万円）</li> <li>・法人 2,000万円（※8,000万円） ※畜産、施設園芸を含む経営の場合</li> </ul>
利用期間	農業経営改善計画期間中
融資率	100%
償還期間	原則として1年
利率	1.50%（当座貸越の場合は0.5%の範囲内で融資機関が定めた率を加算） ※平成28年2月19日現在
手続き	(1) 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受け、「認定農業者」になることが必要です。 (2) 資金利用計画書を作成し、金融機関に申し込みます。 (3) 市の特別融資制度推進会議において経営改善資金計画書の認定を受けます。 (4) 借入申込書を金融機関に提出します。

（注1）極度額（貸付金額の上限額）を設け、契約期間中であれば、借入残高が極度額を超えない限り、何度でも借入、返済ができる貸付方式。

（注2）融資の限度額（極度）を設定し、その極度までは自由に資金を借入・返済できる融資方法。

（注3）借入用の手形を銀行に差入れお金を借りる方法で、「銀行取引約定書」を銀行に差入れておけば、保証人の署名捺印などを求められることなく、手形に会社の署名判と捺印をすればすぐに借入れられる方式。

## ②農業近代化資金

民間原資の資金融資制度で、用途は農地取得を除いた農業用施設のすべてにおよびます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、農業所得が総所得の過半を占めている又は農業粗利益が200万円以上であることなどの要件を満たす農業者、経営主以外の農業者、一定の要件を満たす団体）</li> <li>農業協同組合</li> <li>その他</li> </ul>					
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の改良・造成・取得資金</li> <li>果樹等植栽育成資金</li> <li>家畜購入育成資金</li> <li>小土地改良資金（事業費1,800万円までの規模の農地等の改良、造成、復旧のための資金）</li> <li>長期運転資金</li> </ul>					
融資機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業協同組合</li> <li>農林中央金庫</li> <li>七十七銀行</li> <li>仙台銀行（仙台銀行からの借入における利子補給は行っていません）</li> </ul>					
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同（農協等）：15億円</li> <li>法人（協業：農事組合法人、株式会社等）：2億円</li> <li>個人：1,800万円</li> </ul>					
融資率	<p>原則、総事業費の80%以内          ※認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れる場合は、100%</p>					
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者 15年（うち据置7年以内）</li> <li>その他の農業者 15年（うち据置3年以内）</li> <li>認定新規就農者 17年（うち据置5年以内）</li> <li>農業協同組合等 15年（うち据置3年以内）</li> </ul>					
債務保証	<p>原則として、農業信用基金協会の債務保証が必要（貸付対象者により無担保、無保証が可能な限度額あり）</p>					
利子補給	単位：%					
		基準金利	県	農林水産 長期信用基金	市	貸付金利
	認定農業者（特例）	1.50	1.30	0.00	2.00まで	0.00
	認定新規就農者	1.50	1.30	0.00	2.00まで	0.00
	エコファーマー	1.50	1.30	0.00	2.00まで	0.00
	要件を満たす農業者	1.50	1.30	0.00	1.00まで	0.00
	経営主以外の農業者	1.50	1.30	0.00	1.00まで	0.00
一定の要件を満たす団体	1.50	1.30	0.00	1.00まで	0.00	

平成28年9月20日現在

### ③農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農業経営改善計画達成に必要な設備資金及び長期運転資金として、日本政策金融公庫が融資する制度です。

対象者	認定農業者																			
融資要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善資金計画書が農業経営改善計画に即したものであること</li> <li>・融資の実行により、農業経営改善計画の達成が確実と見込まれること</li> <li>・農業経営改善計画に基づく経営改善の実施により、借入金の償還が確実に行われると見込まれること</li> <li>・簿記帳を行っている（行うことが確実である）こと</li> </ul>																			
資金用途	<p>農業経営改善計画に沿って農業経営を改善するために要する設備資金及び設備資金以外の費用で返済期間が1年以上のもの（※計画とは関係ない費用や資金繰りは不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等の取得</li> <li>・農地等の改良、造成、普及、保全に必要な資金</li> <li>・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得</li> <li>・農産物の加工処理施設・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得</li> <li>・借地権、施設等の利用権、特許権等その他無形固定資産の取得</li> <li>・家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料、その他経営改善を図るため必要な長期資金</li> <li>・負債の整理、資本構成の是正、法人構成員の脱退に伴う持分払い戻し等の経営安定に必要な資金</li> <li>・農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用</li> </ul>																			
融資機関	日本政策金融公庫																			
窓口金融機関	日本政策金融公庫、農業協同組合、農林中央金庫、七十七銀行、仙台銀行																			
貸付限度額	個人：3億円、法人：10億円																			
融資率	100%以内																			
償還期間	25年以内（うち据置10年以内）																			
担保・保証人	原則として必要（応相談）																			
金利	<p>融資期間別（一例）※金利は毎月改定を行っています。</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 10%;">償還期限</th> <th style="width: 10%;">基準金利</th> <th style="width: 15%;">農林水産 長期信用基金</th> <th style="width: 15%;">貸付金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有利子</td> <td>25年以下</td> <td>0.20</td> <td></td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられた農業者</td> <td>25年以下</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成28年9月20日現在</p>						償還期限	基準金利	農林水産 長期信用基金	貸付金利	有利子	25年以下	0.20		0.20	「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられた農業者	25年以下	0.20	0.20	0
	償還期限	基準金利	農林水産 長期信用基金	貸付金利																
有利子	25年以下	0.20		0.20																
「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられた農業者	25年以下	0.20	0.20	0																

## ④農業改良資金

農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取り組みに対し、日本政策金融公庫が融資する資金です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・エコファーマー</li><li>・農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等</li><li>・農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等</li><li>・米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等</li><li>・6次産業化法の認定を受けた農業者等</li></ul>
融資機関	日本政策金融公庫
窓口金融機関	日本政策金融公庫、農業協同組合、農林中央金庫、七十七銀行、仙台銀行
貸付限度額	個人：5,000万円、法人・団体：1億5,000万円
融資率	総事業費の100%以内
償還期間	12年以内（うち据置3年以内）
金利	無利子（借入れの全期間にわたり無利子）
担保・保証人	原則として必要（応相談）

## ⑤青年等就農資金

農業経営を開始する際の施設の設置、機械の導入等に要する経費（農地等の取得に必要な経費を除く。）に対し、日本政策金融公庫が融資する資金です。

対象者	認定新規就農者
融資機関	日本政策金融公庫
貸付限度額	3,700万円
償還期間	12年以内（うち据置5年以内）
金利	無利子（借入れの全期間にわたり無利子）
担保・保証人	実質的無担保・無保証人

## ⑥経営体育成強化資金

認定農業者以外の農業者が前向き投資するための資金と負債の償還負担を軽減するための資金です。

種類	<p>(1)前向き投資資金 農業者（集落営農組織を含む）と農業参入法人が利用する経営改善のための一般資金 ※農業近代化資金との違いは農地等の取得にも利用可能であること、貸付限度額が大きいことである。</p> <p>(2)償還負担軽減資金 既往借入金等の負債（制度資金、土地改良事業負担金など）の償還負担軽減のための資金 ※制度資金以外の負債の整理のためには、農業経営負担軽減支援資金、農業経営基盤強化資金がある。</p>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下記の要件を満たす農業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業所得が総所得の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上であること。</li> <li>・ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族従事者がいること。</li> <li>・ 個人の農業者60才以上のときは、後継者が農業に従事し、将来も農業に従事すること。</li> <li>・ 簿記記帳を行っていること。</li> </ul> </li> <li>◆償還負担軽減資金の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営改善計画期間中に農業経営の安定が図られる見込みであること。</li> <li>・ 負債の償還に支障をきたし、既往債務の貸付条件緩和措置等では改善が図られないこと。</li> </ul> </li> <li>2. 認定新規就農者</li> <li>3. 農業参入法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年以内に認定農業者になる計画を有していること。</li> <li>・ 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けていること。</li> </ul> </li> <li>4. 家族経営の経営主以外の農業者</li> <li>5. 集落営農組織</li> </ol>
資金用途	<p>(1)前向き投資資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地等の取得、改良、造成に必要な資金</li> <li>・ 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設・機械に関する資金</li> <li>・ 家畜・果樹の購入、新植、改植、育成に必要な資金</li> <li>・ 農地の利用権取得に関する権利金等の一括払いに要する資金</li> </ul> <p>(2)償還負担軽減資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再建整備資金</li> <li>・ 償還円滑化資金</li> </ul>

資金限度額	①～③の範囲内でかつその合計金額が個人1億5,000万円以内、法人・団体5億円以内 ① 前向き投資 負担額の80% ② 再建整備 個人1,000万円／法人4,000万円 ③ 償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間で支払われる既往借入金等に係る負債各年の支払金の合計額
担保・保証人	原則として必要（応相談）
金利	融資期間に関わらず以下の金利。毎月改定を行っています。 農地の取得 0.20% 農地等の取得以外 0.20% 平成28年9月20日現在
償還期間	25年以内（うち据置3年以内）
融資機関	日本政策金融公庫
窓口金融機関	日本政策金融公庫、農業協同組合、農林中央金庫、七十七銀行、仙台銀行

## ⑦仙台市農業振興資金

国及び県の制度資金等では、貸付条件等種々の制約などにより貸付の対象とならない事業について、これらの資金を補完し経営の改善と安定を図るために設けられた、仙台市独自の融資制度です。

※農業近代化資金、農業改良資金等国及び県の制度資金の借入条件に該当する場合には、原則として貸付の対象となりません。

### (1) 農業用機械資金

		貸付最高限度額	償還期間	市の利子補給率
農業用機械の購入に要する資金	個人	200万円	5年	2%
	共同	600万円	8年	3%
農業用機械導入の融資残に対する融資	個人	200万円	5年	2%
	共同	500万円	6年	3%
共同利用大型機械の修理に要する資金	共同	100万円	3年	3%

### (2) 認定農業者等農業用機械資金

		貸付最高限度額	償還期間	市の利子補給率
農業用機械の購入に要する資金	個人	200万円	5年	3%
	共同	600万円	8年	4%
農業用機械導入の融資残に対する融資	個人	200万円	5年	3%
	共同	500万円	6年	4%
共同利用大型機械の修理に要する資金	個人	—	—	—
	共同	100万円	3年	4%

### (3) 農業用施設整備資金

		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
農業用施設の新築増改築修繕に要する資金	個人	200万円	3年	2%
	共同	800万円	10年	3%
パイプハウス等の施設に要する資金	個人	100万円	3年	2%
	共同	200万円	5年	3%
畜舎施設の改善に要する資金	個人	200万円	5年	2%
	共同	800万円	10年	3%
制度資金融資残に対する融資	個人	200万円	3年	2%
	共同	500万円	6年	3%

### (4) 認定農業者等農業用施設整備資金

		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
農業用施設の新築増改築修繕に要する資金	個人	200万円	3年	3%
	共同	800万円	10年	4%
パイプハウス等の施設に要する資金	個人	100万円	3年	3%
	共同	200万円	5年	4%
畜舎施設の改善に要する資金	個人	200万円	5年	3%
	共同	800万円	10年	4%
制度資金融資残に対する融資	個人	200万円	3年	3%
	共同	500万円	6年	4%

### (5) 後継者育成資金

		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
新たに開始する部門経営に要する資金	個人	200万円	5年	3%
農業用施設の増改築修繕に要する資金	個人	200万円	5年	3%
共同研究に要する資金	共同	50万円	3年	4%

### (6) 営農つなぎ資金

		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
家畜購入に要する資金	個人	100万円	3年	2%
	共同	300万円	3年	3%
共同組織の運営改善に要する資金	共同	100万円	2年	3%
花き花木等の種苗購入に要する資金	個人	100万円	2年	2%
有害鳥獣被害に伴う営農維持に要する資金	個人	100万円	5年	2%
	共同	100万円	5年	2%

### (7) 農地取得資金

		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
居住地域内の農用地を取得する場合又は既に保有している農地と隣接した農用地を取得するために要する資金	個人	600万円	7年	2%

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

TEL 022-214-7327



# 相続税納税猶予制度について知りたい

## 相続税納税猶予制度

### ●概要

相続又は遺贈により取得された農地が、引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除されます。

### ●要件

#### (1) 被相続人の範囲

- ・死亡の日まで農業を営んでいた者
- ・生前一括贈与（贈与税納税猶予）をした者
- ・死亡の日まで特定貸付けを行っていた者

#### (2) 農業相続人の範囲

- ・相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者
- ・生前一括贈与を受けた受贈者
- ・相続税の申告期限までに特定貸付けを行った者

#### (3) 特例の対象となる農地

被相続人が、農業の用に供していた又は特定貸付けを行っていた農地で、次のいずれかに該当するもの

- ・被相続人から相続により取得した農地で遺産分割がされているもの
- ・贈与税納税猶予の対象となっていたもの
- ・相続の年に被相続人から生前一括贈与を受けたもの

※猶予適用農地について、譲渡、貸付、転用、耕作放棄（農地法第32条の規定による遊休農地である旨の通知があったこと）をした場合は、その部分に対応する猶予税額に利子税を加え、納税しなければなりません。

なお、譲渡等の面積が猶予適用農地面積の20%を超えた場合は、猶予税額のすべてを納税しなければなりません。

※納税が猶予された税額は、相続人の死亡、又は後継者への生前一括贈与した場合等に納税が免除されます。

### 問い合わせ先

農業委員会事務局事務課 農地係 TEL 022-214-4340

※納税猶予制度についての詳細は、所管の税務署にお問い合わせください。

## 集落営農組織の法人化を進めたい

集落営農組織等が法人化をするに際し、「法人とはどのようなものか?」「経営をどうしたらよいのか?」などの疑問にお答えするとともに、必要な情報の提供や各種支援を行っています。

### ①法人の設立相談

#### ●支援内容

集落営農組織が法人化するための相談・指導等を行っています。

#### ●対象者

法人化を目指す集落営農組織等

### ②農業経営の法人化支援

#### ●支援内容

地域の中心となる経営体を育成・確保していくため、農業経営を法人化した組織について定額補助を行います。

補助単価：定額40万円

#### ●対象者

- 平成25年度以降に設立を行った構成員が複数戸である法人で、以下のいずれかに該当するもの。
  - (1) 集落等を単位とした農作業受託組織（法人を除く）を基礎として設立された法人であること（農作業受託組織を経ることなく設立された法人にあっては、今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれること）
  - (2) 複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人であること
- 平成26年度以降に構成員が複数戸により設立された法人又は法人同士により設立された法人であって、地域からの農地の利用権設定等を受けている、又は地域から雇用していること。

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

TEL 022-214-7327

## 組織経営の複合化や販売促進に取り組みたい

営農集団等の組織経営における経営の複合化や営農意欲の向上、販売促進等を図るため、園芸作物の導入や地域交流事業に対する支援を行っています。

### ①園芸作物等導入支援事業

#### ●概要

組織経営の新たな主要品目となる園芸作物等の導入のために行う「①試験栽培」、「②視察・研修」について支援を行います。

#### ●支援内容（メニュー）

##### ①試験栽培（以下のすべての項目に該当する作物）

- ・組織経営の新たな主要品目となる作物（自家消費用は対象外）
- ・震災以降、販売したことのない作物
- ・「園芸作物（野菜・果樹・花き）」又は「米・麦・大豆以外の土地利用型作物」
- ・申請時から翌年の3月末までに定植する作物

##### ②視察・研修

- ・①で取り組む作物の産地や先進技術等に取り組んでいる栽培地への視察、又は①で取り組む作物等の栽培技術を学ぶ研修
- ・①に取り組む組織のみ実施可能

#### ●補助率

①②とも、対象経費の1/2以内

#### ●対象経費、補助上限、申請上限

##### ①試験栽培

- ・対象経費：種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費
- ・補助上限：1品目当たり10万円以内
- ・申請上限：年間3品目まで

##### ②視察・研修

- ・対象経費：交通費、謝金費、講習受講費
- ・補助上限：1回当たり5万円以内
- ・申請上限：年間2回まで

#### ●対象者

仙台市内に拠点を置く農地所有適格法人又は農業者3戸以上の営農集団



## ②地域交流等促進支援事業

### ●概要

組織のPRや販売促進のために行う「①交流事業」、「②情報発信」、「③直売市の定期開催」について支援を行います。

### ●支援内容（メニュー）

#### ①交流事業

- ・組織が新たに主催又は参加する交流事業の実施。  
交流事業の例：収穫祭等のイベント、農業体験 等

#### ②情報発信

- ・組織のPRや販売促進を目的とした情報発信の実施。ただし、単純な更新（HPの定期メンテナンス、既存のチラシの印刷等）は対象外  
情報発信の例：パンフレット、チラシ等の紙媒体の作成、  
ホームページ等の電子媒体の開設、看板、のぼり、  
POP等のPR資材の作成 等

#### ③直売市の定期開催

- ・組織で栽培した農作物等を直売する定期的な直売市の実施。  
（年4回以上開催することが条件）

### ●補助率

①②③とも、対象経費の1 / 2以内

### ●対象経費、補助上限、申請上限

#### ①交流事業

- ・対象経費 : 会場・設備借上費、設営費、消耗品費
- ・補助上限 : 1組織当たり10万円以内
- ・申請上限 : 年間1回限り

#### ②情報発信

- ・対象経費 : デザイン費、印刷製本費、HP等の開設費用、消耗品費等
- ・補助上限 : 1組織当たり20万円以内
- ・申請上限 : 年間1回限り

#### ③直売市の定期開催

- ・対象経費 : 会場借上費、人件費（アルバイト代）、消耗品費
- ・補助上限 : 1組織当たり5万円以内
- ・申請上限 : 年間1回限り

### ●対象者

仙台市内に拠点を置く農地所有適格法人又は農業者3戸以上の営農集団

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

TEL022-214-7327



## 法人化に伴う雇用と農業者年金等の関係について知りたい

農業者年金制度は、60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事していれば、自分名義の農地を持たない方や農業経営主でない家族農業従事者の方も加入できます。

また、認定農業者などの担い手農業者に対しては、保険料の一部国庫補助の制度もあります。

**Q1** 農業者年金に加入している者のいる経営体が法人化すると、農業者年金の適用関係はどのようになりますか。

**A1** 農業者年金は、自営業者である農業者（国民年金の第1号被保険者）を対象とした制度であることから、法人化した場合（国民年金の第2号被保険者となった場合）には、厚生年金の強制適用となります。

法人化後も引き続き農業者年金に加入したいということであれば、従事分量配当制の農事組合法人の形態で法人化してください。

**Q2** 経営移譲年金を受給している受給者が、支給停止とならず、農地所有適格法人の役員となることはできますか。

**A2** 1. 会社法人の場合

会社法人の場合には、経営移譲年金の受給者が、その法人の構成員以外の役員、例えば、法人の農業に常時従事しない役員等として就任するのであれば、引き続き経営移譲年金を受給できます。

2. 農事組合法人の場合

農事組合法人の場合には、役員つまり理事は、組員たる農業者であることが必要であるため、経営移譲年金の受給者が、組合の理事に就任すると、農業経営の再開となり、支給停止となります（代わりに農業者老齢年金が支給）。

ただし、受給者が理事ではなく、例えば、顧問、アドバイザーという立場で参加するのであれば、引き続き経営移譲年金を受給できます。

**Q3** 経営移譲を受けた後継者が、任意組織の集落営農又は農地所有適格法人に参加すると、受給者（後継者の親）の経営移譲年金の受給はどうなりますか。

**A3** 1. 後継者が任意組織の集落営農に参加する場合

経営移譲を受けている後継者が、任意組織の集落営農に参加する場合には、農地の権利名義に変化があるものではないことから、受給者（後継者の親）は、引き続き経営移譲年金を受給できます。

2. 後継者が農地所有適格法人に参加する場合

経営移譲を受けている後継者が、農地所有適格法人に参加して構成員になる場合には、受給者が後継者から返還を受けた農地を農地所有適格法人に対し使用収益権の設定又は所有権の移転等を行うなど適切な手続きを踏めば、受給者（後継者の親）は、引き続き経営移譲年金を受給できます。

### 問い合わせ先

農業委員会事務局事務課 振興係 Tel 022-214-4308

※農業者年金制度は、独立行政法人農業者年金基金により運営されています。

<http://www.nounen.go.jp/>

## パイプハウスや鉄骨ハウス等を建てたい

農業経営の改善に必要なパイプハウスや鉄骨ハウス等の導入に対し、支援を行います。

### ①施設園芸推進（パイプハウス設置等）事業

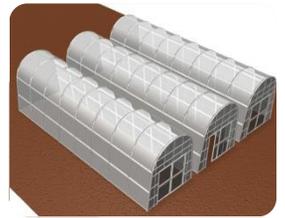
#### ●支援内容

野菜及び花き等の栽培に必要な施設（パイプハウス等）を設置する費用について補助を行います。

#### ●補助率等

- (1)補強型（間口5m以上・パイプ口径30mm以上・専用ドア付）
  - ・新築 事業費の1/3以内で、1㎡当たり2,400円が限度
  - ・再築 事業費の1/4以内で、1㎡当たり1,800円が限度
- (2)第1種施設（間口5m以上・パイプ口径20mm以上・専用ドア付）
  - ・新築 事業費の1/3以内で、1㎡当たり2,000円が限度
  - ・再築 事業費の1/4以内で、1㎡当たり1,500円が限度
- (3)第2種施設（第1種施設基準以外のもの）
  - ・新築 事業費の1/3以内で、1㎡当たり1,000円が限度
  - ・再築 事業費の1/4以内で、1㎡当たり 750円が限度

ただし、1 農業者あたり上限500㎡/年度



#### ●対象者

- (1)農業者3戸以上の営農集団
- (2)認定農業者・認定新規就農者  
（認定計画に基づく設置であること・市税を滞納していないこと）
- (3)エコファーマー（市税を滞納していないこと）

ただし、本事業の補助対象経費について、国・県の補助金を受けている場合又は受ける予定の場合は対象としない。

### ②野菜・花き・果樹振興対策事業（市町村振興総合補助金）

#### ●支援内容

生産の低コスト化及び高付加価値化並びに契約取引の推進により、産地の構造改革を実施し、園芸特産物の生産・出荷拡大を図るために必要な施設・機械等の整備に要する経費について補助します。

補助率：13/30以内（県1/3以内、市1/10以内）

※補助金は50万円以上の事業が対象となります。

#### ●対象者

農業協同組合、農業法人、特定農業団体、その他市長が適当と認める団体等

### ③大規模園芸経営体育成事業

#### ●支援内容

「宮城の将来ビジョン」及び「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げる園芸算出目標の早期達成に向け、年間販売売上金額1億円を超える大規模園芸経営体を育成するために、販売額の向上に寄与する施設・機械等の整備に要する経費について、県が補助を行います。

補助率：1/2以内（限度額4,000万円）

#### ●事業要件

- ・事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。
- ・事業導入後、目標年次の年間販売金額（売上高）が1億円を上回ることが見込まれること。
- ・雇用者が1人以上増加すること。
- ・事業対象品目は、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（平成28年3月策定）に掲げる重点振興品目（産地改革品目及び地域戦略品目）とする。

#### ●対象者

宮城県内で園芸生産を行っており、売上高の増大を目指す農業法人等で、大規模園芸経営体育成事業計画を申請し、知事の認定を受けた者。（株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社、農事組合法人及び認定農業者）

### ④強い農業づくり交付金

#### ●支援内容

耕種作物を栽培する共同利用施設の設置に要する経費について、国が補助を行います。

##### (1)水稲用共同育苗施設

補助率：1/2以内

※上限事業費 育苗対象面積1haにつき90万円

ただし、100ha未満の場合は160万円

##### (2)生産技術高度化施設（農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設）

補助率：1/2以内

※成果目標の基準を満たし、費用対効果分析により、投資効率が一定程度以上であること。

※原則として総事業費が5千万円以上であること。

#### ●対象者

受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

Tel 022-214-7327



## 農業用機械等を新たに導入したい

農業経営の改善に必要な農業用機械等の導入を支援します。

### ①経営体育成支援事業（融資主体補助型経営体育成支援事業）

#### ●支援内容

仙台市地域農業基盤強化プランを作成した地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入に要する経費について補助を行います。

補助率：融資の残額の範囲内で、最大で取得価格の3/10以内又は融資金額のいずれか低い額

#### ●融資機関

農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、都道府県など

#### ●対象となる整備内容

事業費が50万円以上で、かつ耐用年数がおおむね5年以上、20年以下（中古農業用機械の場合は、残存耐用年数2年以上）であること

#### ●対象者

- ① 仙台市地域農業基盤強化プランに位置づけられた中心経営体
- ② 仙台市地域農業基盤強化プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると市長が認める農業者又は当該農業者の組織する団体
- ③ 農地中間管理機構から賃借権の設定を受けた者（仙台市地域農業基盤強化プランを作成していない地域の場合）

### ②転作共同利用機械施設整備事業（市町村振興総合補助金）

#### ●支援内容

仙台市地域水田農業ビジョンに示された主食用米・加工米・米粉用米等以外の振興作物等の生産に必要な機械・施設の整備について補助を行います。

補助率：11/20以内

（県費1/3又は8/20以内、市費3/20以内）

※宮城県の補助金額が1事業主体あたり50万円以上であること

- ※受益面積
- ① 共同利用施設等 1ha以上であること
  - ② 栽培管理用機械等 4ha以上であること

#### ●対象者

仙台農業協同組合、農業者3戸以上の営農集団等。

※営農集団にあっては、補助対象者若しくはその構成員が仙台市地域水田農業ビジョンに示された担い手として位置づけられていること。

問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係

TEL 022-214-7327

## 機械設備を買い替えたい

### 各種資金

#### ●支援内容

農業者が機械設備を買い替える際の資金として、

- ①農業近代化資金
- ②経営体育成強化資金
- ③仙台市農業振興資金（農業用機械資金）
- ④農業改良資金

等が利用可能です。

また、認定農業者の方は、①～④の他に、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）も利用可能です。

要件や償還期間など、詳しくは28ページ「融資制度を知りたい」を参照ください。

#### 問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係   Tel 022-214-7327

## 共同利用施設を整備したい

農産物の販売量の拡大、高付加価値等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取り組みに必要な共同利用施設の整備等に対して支援します。

### 強い農業づくり交付金

#### ●穀類乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）

- ・上限事業費  
米：計画処理量1トンにつき24万5,000円  
（計画処理量2千トン未満の場合は31万5,000円）  
麦：計画処理量1トンにつき45万円
- ・補助率：1/2以内

#### ●穀類乾燥調製施設（ライスセンター）

- ・上限事業費：計画処理量1トンにつき45万円
- ・補助率：1/2以内

#### 問い合わせ先

農業振興課 担い手育成係   Tel 022-214-7327



# 東日本大震災で被害を受けた農業用機械・施設を整備したい

東日本大震災からの農業生産の復旧・復興へ向けて、農業者の組織等における共同利用施設の復旧や、営農再開に必要な農業用機械及び生産資機材等の導入について支援を行います。

## 東日本大震災農業生産対策交付金

### ●概要

東日本大震災により農業用施設や営農用資機材などに被害を受けた地域の農業生産の復興を支援するため、東日本大震災農業生産対策交付金等による補助を行います。

### ●支援内容

東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材等への被害の復旧等に係る取り組みで、営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧するもの。

### ●補助率

- ・50%以内（国）
- ・32.5%の上積み（県・市）
- ※実質最大82.5%以内
- ※農地生産性回復、鳥獣被害防止施設は定額

### ●採択要件（補助対象の考え方）

補助対象は、平成28年4月1日以降に着手・着工したものであって、宮城県知事が次の要件を満たすと認めるもの。

- ・東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等への被害の復旧等に資する取り組みであること。

### ●事業メニュー

- (1) 推進事業
  - ・リース方式による農業機械等の導入
  - ・生産資材の導入等
  - ・農地生産性回復に向けた取組
- (2) 整備事業
  - ・耕種作物共同利用施設整備
  - ・共同育苗施設、乾燥調製施設等
  - ・鳥獣被害防止施設



### ●対象者

農業者原則5戸以上の営農集団（知事特認3戸）、農業協同組合、農事組合法人など

問い合わせ先  
 農業振興課 担い手育成係      Tel.022-214-7327

### 3. 生産基盤の確保

---

## 農地区画を拡大するために畦畔を除去したい

農地等の生産基盤の整備や地域農業の中心となる効率的・安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、農地区画を拡大する工事等に対する助成を実施しています。

### 農地区画を拡大する工事等に対する助成

#### ●支援内容

農業経営規模の拡大や生産効率を高める上で、自力施工等による農地区画を拡大する畦畔除去工事や暗渠管設置工事について、定額補助を行います。

- ・畦畔除去：3.5万円～12.5万円/10a以下（条件により異なる）
- ・暗渠排水：5.5万円～15万円/10a以下（条件により異なる）

※自力施工と外注施工の組み合わせ可

#### ●実施要件

総事業費200万円以上、受益者数2名以上であること

#### ●対象者

農業者（個別経営体・組織経営体）

問い合わせ先

農林土木課 整備係

TEL022-214-8268

## 4. 多面的機能の維持・発揮

---



# 中山間地域等直接支払交付金について知りたい

## 中山間地域等直接支払交付金

### ●概要

傾斜地が多いなど、農業生産条件の不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生防止や農地の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、一定の要件を満たした集落等が農地を計画的に管理していくための協定を締結した場合、交付金を交付します。

### ●支援内容

耕作条件の不利な中山間地域等において、傾斜基準等一定の要件を満たした農用地を耕作する農業者等が、将来にわたって農業生産活動を継続していくための協定（集落協定）を締結し、農地の持つ多面的機能の維持・増進を図る活動等について交付金を交付します。

### ●田の場合の交付単価（10aあたり）

(1) 基礎的な取り組みのみ行う集落

緩傾斜地	6,400円
急傾斜地	1万6,800円

(2) (1)に加え体制整備のための前向きな活動を行う集落（※2）

緩傾斜地	8,000円
急傾斜地	2万1,000円

※1 傾斜基準：緩傾斜地1/100以上、急傾斜地1/20以上

※2 [農業生産性の向上] [女性・若者等の参画を得た取り組み] [集団的かつ持続可能な体制整備] のいずれかの要件を実施する集落

### ●対象者

協定に基づき、5年間以上継続して対象農用地において農業生産活動等を行う農業者等

問い合わせ先  
 農業振興課 地域支援係  
 TEL 022-214-8334



朴沢高野原地区の水田

# 多面的機能支払交付金について知りたい

## 多面的機能支払交付金

### ●概要

農地、水路、農道等の地域資源は、農村地域の高齢化、人口の減少などの進行で、適切な保全管理を行うことが困難な状況になってきています。このため、平成27年度から法律に基づいた安定的な措置として、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援しています。

### ●支援内容

#### (1) 農地維持支払交付金

地域共同による農地や水路等の地域資源の基礎的な保全活動（農地法面の草刈りや水路の泥上げなど）と、地域資源の適切な保全管理のための推進活動に対し、交付金を交付します。

交付単価：田3,000円/10a（対象となる農地面積に応じて交付）

畑2,000円/10a（対象となる農地面積に応じて交付）

#### (2) 資源向上支払交付金（共同活動）

農地維持支払と併せて取り組み、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成などの農村環境保全活動、及び多面的機能の増進を図る活動に対し、交付金を交付します。

交付単価：田2,400円/10a（対象となる農用地面積に応じて交付）

畑1,440円/10a（対象となる農地用面積に応じて交付）

※農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については上記単価の75%

※多面的機能の増進を図る活動に取り組みない地区は上記単価の5/6

### ●対象者

#### (1) 農地維持支払交付金

① 農業者のみで構成される活動組織又は広域活動組織

② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織

#### (2) 資源向上支払交付金（共同活動）

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織  
※広域活動組織は区域内農用地面積が200ha以上などの条件があります。

### ●その他

・組織を設立し、事業計画を策定の上、申請する必要があります。

・平成27年度からは法律に基づいた制度となり、申請手続き等を仙台市へ行うようになりました。

### ●他の機関・団体の支援又は取り組み紹介など

宮城県多面的機能支払推進協議会

<http://www.nmk-miyagi.org/index.html>

問い合わせ先

農業振興課 地域支援係

Tel 022-214-8334



花の植栽の様子



# 野生鳥獣による農作物被害を防ぐための防護柵を設置したい

## ①農作物被害防止施設（電気柵等）の設置補助

### ●支援内容

野生鳥獣による被害から農地を守るため、電気柵等の防護柵を設置する場合に、経費の一部について補助します（イノシシ・ニホンザル・クマ・ニホンジカ用に限る）。

(1) 地域を囲う延長が連続して、おおむね1km以上の場合

補助率：事業費の2/3（上限3万3,000円/100m）

(2) 上記以外の場合

補助率：事業費の1/3（上限3万円/100m）

### ●対象者

野生鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、対策を講じる農業者3戸以上の営農集団又は町内会等

## ②大規模防護柵（ワイヤーメッシュ柵等）の設置

### ●支援内容

国補助事業により、イノシシ被害から農地を守る防護柵（ワイヤーメッシュ柵等）を設置する費用について補助します。

(1) 農地、地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とする場合は定額補助となります。

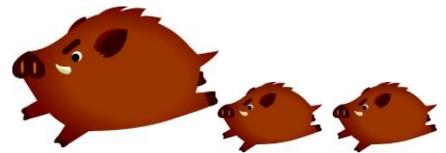
(2) 設置工事を含める場合などは、原則として交付率は事業費の1/2以内となります。要件により補助率が上がる場合があります。

### ●対象者

代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有している団体であり、かつ仙台市農作物有害鳥獣対策協議会の構成員であること。

また、受益戸数が3戸以上であること。

※費用対効果の分析を実施します。



問い合わせ先

農業振興課 地域支援係

TEL 022-214-8334

## 有害鳥獣の捕獲対策をしたい

### 捕獲檻購入経費補助、狩猟免許試験講習会受講料に対する助成

#### ●支援内容

- (1) イノシシ用捕獲檻（クマ脱出口付き）を購入する場合に、経費の一部について補助します。  
補助率：購入経費の1/2（上限6万円/1基）
- (2) 狩猟免許試験講習会（わな）の受講料について補助します。  
補助額：7,000円（定額。1人1回限り）
- (3) 狩猟免許試験講習会（銃）の受講料について補助します。  
補助額：7,000円（定額。1人1回限り）
- (4) 猟銃等初心者講習会の受講料について補助します。  
補助額：6,800円（定額。1人1回限り）

#### ●対象者

有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、対策を講じる農業者3戸以上の営農集団又は町内会、その他会長が特に認めた者及び団体

※(3)・(4)は農業者に限定しません。

問い合わせ先

農業振興課 地域支援係

TEL 022-214-8334

## 農業振興地域と農地転用について知りたい

優良農地の確保のため、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度と「農地法」による農地転用許可制度が設けられ、田や畑などの農地は、農業以外の用途に利用することが制限されています。

農地に農業用施設を設置する場合でも、あらかじめ許可等が必要となりますので、ご相談ください。

### ① 農業振興地域制度

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として保全・活用する区域を、農業振興地域内の農用地区域として市で指定しています。農用地区域内の農地は、原則として農地転用ができません。

なお、農用地区域内の農地で温室や農機具格納庫などの農業用施設を計画されているときは、用途区分を変更するための農業振興地域整備計画の変更が必要となります。

問い合わせ先

農政企画課 企画調整係 TEL022-214-8265

### ② 農地転用許可制度

優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を図るため、「農地法」に基づき、農地を農地以外のものにしようとする（農地転用）場合は、あらかじめ仙台市農業委員会の許可（2haを超える場合は知事の許可）が必要になります。

問い合わせ先

農業委員会事務局事務課 農地係 TEL022-214-4340

## 荒廃農地（耕作放棄地）を活用したい

### 耕作放棄地再生利用緊急対策

#### ●概要

荒れている農地を再生させる取り組みや再生農地において必要な農業用機械の導入・施設の整備等に対して支援します。

#### ●支援内容

耕作放棄地の再生利用活動について、再生利用作業に要する経費の定額支援（5万円/10a）、重機を用いて行う等の経費（10aあたり10万円を超える場合）や施設等の整備費用の1/2以内を補助する国の支援制度があります（対象地や対象作物に条件があります）。

#### ●実施要件

土地所有者に代わり耕作する者が確保され（見込みを含む）再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること（使用賃借、賃貸借、所有権移転、農作業受委託等）

#### ●対象者

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者3戸以上の営農集団、農業参入法人等、戦略作物(※)等を栽培するために再生作業を行う土地所有者

※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、米粉用米等

#### 問い合わせ先

農業振興課 地域支援係 TEL022-214-8334

## レクリエーション（市民）農園を開設したい

レクリエーション（市民）農園とは、都市住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培する農園のことです。

高齢者の生きがいづくりや子供達の食育の場として、また、自然に触れ合うことで心や体の健康づくりや安らぎの場の提供として活用されています。

### ①レクリエーション農園の開設方法（農地を所有する農業者の場合）

レクリエーション農園の開設には、法的手続きのない「農園利用方式」と「市民農園整備促進法」、「特定農地貸付法」に基づくものがあります。

#### (1)農園利用方式

概要	農業者が農園の農業経営を自ら行い、利用者は、農作業の一部を行うために農園を利用する方式。農業者の指導のもとで、利用者がレクリエーション等の目的で農作業を体験する。
開設場所	制限はなし
特徴	「農業振興地域農用地区域内」では、駐車場、休暇施設等の附帯施設は原則整備できない。

#### (2)市民農園整備促進法に基づく開設

概要	相当規模の面積の農地に休憩施設などを兼ね備えた市民農園を開設する方式。
開設手続き	開設者は、農地の位置や面積、市民農園施設の位置や規模、利用者の募集及び選考方法、周辺地域との調整状況等を記載した「市民農園整備運営計画書」等を添えて認定を受ける。
開設場所	「市街化区域」と市町村が認定した「市民農園区域」内のみ。
特徴	休憩施設等附帯施設の整備に係る農地法の転用許可が不要。農地法の権利移動の許可が不要。

#### (3)特定農地貸付法に基づく開設

概要	農業者が利用者に農地を貸し付ける方式。
開設手続き	開設者は、借受者の募集及び選考方法、貸付期間その他の条件を記載した「貸付規程」を添えて、農業委員会の承認を受ける。
開設場所	特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認する。
特徴	農地法の権利移動の許可は不要。貸付は一区画10a未満、期間は5年以内、営利目的での栽培禁止などの制限がある。

## ②レクリエーション農園設置事業

### ●支援内容

農地を利用して行うレクリエーション農園の新規の設置又は既存農園の施設修繕等について補助します。

### ●補助率

補助率：補助対象経費の1/2以内  
(新設上限：30万円、既設上限：15万円)

### ●補助対象経費

- (1)土地整備費
- (2)井戸工事費
- (3)看板設置費
- (4)駐車場整備費
- (5)休憩所及びトイレ設置費等

### ●対象者

仙台市内の農業者

#### [採択基準]

- ・農園面積は、おおむね10a以上であること。
- ・開設者と利用者の間で、入園契約等を締結すること。
- ・既設の場合、過去に本事業補助金の交付を受けた農園を除く。

問い合わせ先

農政企画課 農食ビジネス推進室

TEL022-214-8266

## しいたけ生産にかかる補助制度を知りたい

食用の「しいたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類は、特用林産物と呼ばれ、これらの生産は、農山村における地域資源を活用した産業として、食生活・伝統文化の維持と豊かな森林づくりに貢献しています。

### 山の幸振興総合対策事業

#### ●支援内容

特用林産物の安定的な生産や出荷流通体制を確立するために必要な基盤整備・施設整備及び特用林産物を活用した新たな商品の開発や新産品生産に要する経費について、事業費の1/2（県1/3、市1/6）を補助します。

#### ●対象者

しいたけ生産組合等、農林業者3戸以上の営農集団



#### 問い合わせ先

農林土木課 林務係

TEL 022-214-8264



---

## 仙台市経済局農林部

農政企画課

〒980-0803

宮城県仙台市青葉区国分町3丁目6-1 仙台パークビル9階  
(表小路仮庁舎)

電話：022-214-8265

FAX：022-214-8338

---

掲載情報は、平成28年10月1日現在の情報となります。